



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市選奨条例の一部を改正する条例……………(秘書課) ……13
- 大和高田市行政不服審査会条例……………(企画法制課) ……13
- 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例……………() ……14
- 大和高田市職員定数条例の一部を改正する条例……………(人事課) ……17
- 大和高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例……………() ……17
- 大和高田市職員の退職管理に関する条例……………() ……18
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………() ……18
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……………() ……19
- 大和高田市実費弁償条例及び大和高田市吏員退隠料等に関する条例の一部を改正する条例……………() ……19
- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び旧大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………() ……19
- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………() ……20
- 教育職員の給与等に関する特別措置条例及び大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………() ……39
- 大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………() ……40
- 大和高田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例……………(広報情報課) ……40
- 大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………(保育課) ……41
- 大和高田市児童医療費助成条例の一部を改正する条例……………(保険医療課) ……42
- 大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例……………() ……43
- 大和高田市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例……………(社会福祉課) ……44
- 大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例……………() ……44
- 大和高田市国民健康保険天満診療所条例の一部を改正する条例……………(保険医療課) ……46
- 大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例……………(介護保険課) ……46
- 大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………() ……47
- 大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例……………() ……49
- 大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………(学校教育課) ……50

規則

○市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則……	(企画法制課)	……50
○大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則……	(保険医療課)	……51
○大和高田市補助金交付規則の一部を改正する規則……	(企画法制課)	……51
○大和高田市契約規則の一部を改正する規則……	(契約監理室)	……52
○大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定め る金額を定める規則の一部を改正する規則……	(自治振興課)	……52
告示		
○引取りのない自転車等の処分……	(生活安全課)	……53
○平成28年度大和高田市一般会計予算等の要領の公表……	(財政課)	……53
○公示送達……	(収納対策室)	……91
○公示送達……	(〃)	……91
○公示送達……	(〃)	……91
○平成28年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧 帳簿の縦覧……	(税務課)	……92
○指定管理者の指定……	(社会福祉課)	……92
○し尿くみ取り手数料集金事務の委託……	(環境衛生課)	……92
○指定管理者の指定……	(社会福祉課)	……93
○大和高田市法定外公共物の売払いに関する事務取扱要綱の一部を改正す る告示……	(財産管理課)	……93
○平成28年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録……	(税務課)	……94
○公印の作成……	(財産管理課)	……94
○公印の作成……	(〃)	……94
○放置自転車等の移動・保管……	(生活安全課)	……94
公告		
○農用地利用集積計画の縦覧……	(産業振興課)	……95
○大和都市計画公園事業5・5・9号大和高田市総合公園事業計画に係る 図書の写しの縦覧……	(都市計画課)	……95
○天満保育所保育室改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……	(契約監理室)	……96
○大和都市計画道路事業3・5・704号本郷大中線事業計画変更の認可 に係る図書の写しの縦覧……	(都市計画課)	……98
○高6枝中三倉堂1丁目・中三倉堂2丁目地内管渠工事(6-1)・給配水 管移設工事(G06-1)に関する条件付き一般競争入札公告……	(契約監理室)	……99
○高4枝市場地内管渠工事(52)に関する条件付き一般競争入札公告……	(〃)	……101
○高6枝甘田町・蔵之宮町地内管渠工事(7-1)・給配水管移設工事(G 07-1)に関する条件付き一般競争入札公告……	(〃)	……104
○高5枝東中1丁目地内管渠工事(51)・給配水管移設工事(G51)に 関する条件付き一般競争入札公告……	(〃)	……106
○高4枝市場地内管渠工事(66)に関する条件付き一般競争入札公告……	(〃)	……109
○高6枝東三倉堂町地内管渠工事(90)・給配水管移設工事(G90)に 関する条件付き一般競争入札公告……	(〃)	……112
○平成28年度庁用バス運行業務委託に関する条件付き一般競争入札公告((〃)	……114
○平成28年度大和高田市・葛城コミュニティセンター空調設備のリース に関する条件付き一般競争入札公告……	(〃)	……117
教育委員会		
○大和高田市立図書館規則の一部を改正する規則……	(生涯学習課)	……119

○大和高田市立図書館相互貸借要綱……………	(生涯学習課) ……	119
○教育委員会3月臨時委員会の招集……………	(教育総務課) ……	121
○教育委員会3月臨時委員会の招集……………	(〃) ……	121
農業委員会		
○農業委員会4月定例委員会の招集……………	(農業委員会) ……	121
公営事業		
○水道料金等の収納事務の委託……………	(水道総務課) ……	122

公布された条例のあらまし**◇大和高田市選奨条例の一部を改正する条例**

- 1 改正の理由
選奨の表彰について、実際の運用に合わせ、所要の規定の整備を行うものです。
- 2 改正の内容
選奨の表彰について、表彰状及び功労章を「額」に納め、贈呈できるよう規定を加えます。(第4条関係)
- 3 施行期日
公布の日

◇大和高田市行政不服審査会条例

- 1 理由
行政不服審査法の施行に伴い、大和高田市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。
- 2 内容
大和高田市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めます。
- 3 施行期日
平成28年4月1日

◇行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 1 改正の理由
行政不服審査法の全部改正に伴い、情報公開条例及び個人情報保護条例についての審理員の適用除外規定を設けるとともに、関係条例について所要の規定の整備を行うものです。
- 2 改正の内容
次に掲げる条例について所要の改正を行います。
 - (1) 大和高田市情報公開条例
 - ・審理員制度の適用除外の規定を新設します。(第16条関係)
 - ・行政不服審査法施行に伴う文言等の整理をします。(第16条及び第17条関係)
 - (2) 大和高田市個人情報保護条例
 - ・審理員制度の適用除外の規定を新設します。(第34条関係)
 - ・行政不服審査法施行に伴う文言等の整理をします。(第34条及び第35条関係)
 - (3) 大和高田市行政手続条例
 - ・行政不服審査法施行に伴う文言等の整理をします。(第3条関係)
 - (4) 大和高田市固定資産評価審査委員会条例
 - ・行政不服審査法施行に伴う審査請求手続の規定の整備をします。(第5条、第7条及び第14条関係)
 - ・行政不服審査法施行に伴う手数料の規定を新設します。(第11条及び第12条関係)
 - ・行政不服審査法施行に伴う文言等の整理をします。(第5条関係)
 - (5) 大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例
 - ・行政不服審査法施行に伴う文言等の整理をします。(第4条関係)
 - (6) 大和高田市税賦課徴収条例
 - ・行政不服審査法施行に伴う文言等の整理をします。(第7条関係)
 - (7) 大和高田市手数料条例

- ・行政不服審査法施行に伴う手数料の規定の整備をします。(第1条、第2条及び別表関係)
 - ・行政不服審査法に基づく手数料に規定を追加します。(第1条関係)
 - ・審理員(審理員制度適用除外の場合には、審査庁)及び行政不服審査会(審理員制度適用除外の場合には、それぞれの場合の第三者機関)が手数料を徴収する場合の規定を追加します。(第2条関係)
 - ・手数料を徴収する事務、名称及び金額についての規定を追加します。(別表関係)
 - ・行政不服審査法施行に伴う文言等の整理をします。(第4条関係)
- (8) 大和高田市消防団員等公務災害補償条例
- ・行政不服審査法施行に伴う文言等の整理をします。(第7条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

◇大和高田市職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

放射線治療センター開設に伴う職員の新規配置等地域医療の充実を図るための職員の配置増に伴い、市立病院事業部局の職員の定数を増やすための改正を行うものです。

2 改正の内容

市立病院事業部局の定数を470人とします。

3 施行期日

平成28年4月1日

◇大和高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」による「地方公務員法」の改正及び「行政不服審査法」の施行に伴う所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 任命権者の報告事項に人事評価の状況、休業に関する状況及び退職管理の状況を追加し、勤務成績の評定を削除します。(第3条関係)

(2) 行政不服審査法の施行に伴い、「不服申立て」を「審査請求」に改めます。(第5条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

◇大和高田市職員の退職管理に関する条例

1 理由

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」による「地方公務員法」の一部改正に伴い、職員の退職管理の適正を図るため、営利企業等に再就職した元職員に対する現職員への働きかけの規制等に関し新たに条例を制定するものです。

2 内容

営利企業等に再就職した元職員に対する現職員への働きかけの規制等に関し必要な事項を定めます。

3 施行期日

平成28年4月1日

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」及び「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 引用する法律の条項を改めます。(第1条関係)
- (2) 現行の小学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が規定されたことから、早出遅出勤務できる職員に「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員」を加えます。(第8条の2関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

年金たる補償のうち、傷病補償年金と同一の事由により厚生年金法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率及び休業補償と同一の事由により厚生年金法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改正します。(附則第5条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

◇大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に鑑み、議員の期末手当の額を改定するものです。

2 改正の内容

- (1) 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正(第1条関係)

- ・議員の平成27年12月期の期末手当の支給割合について引上げ改定を行う。

○期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.475月	1.475月	0.00月
12月期	1.625月	<u>1.675月</u>	0.05月
計	3.10月	<u>3.15月</u>	0.05月

- (2) 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正(第2条関係)

- ・議員の平成28年6月期以降の期末手当の支給割合について改定を行う。

○期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.475月	<u>1.50月</u>	0.025月
12月期	1.675月	<u>1.65月</u>	▲0.025月
計	3.15月	3.15月	0.000月

3 施行期日

公布の日

平成28年4月1日

◇大和高田実費弁償条例及び大和高田市吏員退隠料等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」による「農業委員会等に関する法律」の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 大和高田市実費弁償条例の一部改正 (第1条関係)
 - ・引用する法律の条項を改めます。(第2条関係)
- (2) 大和高田市吏員退隠料等に関する条例の一部改正 (第2条関係)
 - ・引用する法律の条項を改めます。(第1条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

◇特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び旧大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に鑑み、特別職(在任特例の教育長を含む。)の期末手当の支給割合を改定するものです。また、財政状況に鑑み、特別職の給料月額及び期末手当の額を減らすための特例措置を3年間延長するものです。

2 改正の内容

- (1) 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正 (第1条関係)
 - ・特別職の平成27年12月期の期末手当の支給割合について引上げ改定を行う。

○期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1. 475月	1. 475月	0. 00月
12月期	1. 625月	1. 675月	0. 05月
計	3. 10月	3. 15月	0. 05月

- (2) 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正 (第2条関係)
 - ・特別職の平成28年6月期以降の期末手当の支給割合について改定を行う。

○期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1. 475月	1. 50月	0. 025月
12月期	1. 675月	1. 65月	▲0. 025月
計	3. 15月	3. 15月	0. 000月

・特別職の給料月額及び期末手当の額を減額する特例措置を3年間延長します。

- (3) 旧大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正 (第3条関係)
 - 現教育長の平成27年12月期の期末手当の支給割合について引上げ改定を行う。

○期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1. 475月	1. 475月	0. 00月
12月期	1. 625月	1. 675月	0. 05月
計	3. 10月	3. 15月	0. 05月

3 施行期日

公布の日

平成28年4月1日

◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

人事院勧告に基づく、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」及び「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」に鑑み、本市の一般職の職員の給与等を改定するものです。

2 改正の内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)

- ・全ての給料表について、給料表の引上げを行う。
- ・平成27年12月期の勤勉手当の支給割合について0.1月分引上げを行う。

一般職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1.225月	1.225月	0.00月	支給済み
	勤勉手当	0.75月	0.75月	0.00月	
12月期	期末手当	1.375月	1.375月	0.00月	計0.1月
	勤勉手当	0.75月	0.85月	0.1月	
計		4.1月	4.2月	0.1月	

再任用職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	0.65月	0.65月	0.00月	支給済み
	勤勉手当	0.35月	0.35月	0.00月	
12月期	期末手当	0.8月	0.8月	0.00月	計0.05月
	勤勉手当	0.35月	0.4月	0.05月	
計		2.15月	2.2月	0.05月	

(2) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)

- ・引用する法律の条項番号を改めます。(第1条関係)
- ・職務給原則を徹底するため、「等級別基準職務表」を給与条例にて定めます。(第3条関係)
- ・平成28年6月期以降の勤勉手当の支給割合について、改定を行います。

一般職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1.225月	1.225月	0.00月	計0.05月
	勤勉手当	0.75月	0.8月	0.05月	
12月期	期末手当	1.375月	1.375月	0.00月	計算各0.05月
	勤勉手当	0.85月	0.8月	▲0.05月	
計		4.2月	4.2月	0.00月	

再任用職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	0.65月	0.65月	0.00月	計0.025月
	勤勉手当	0.35月	0.375月	0.025月	
12月期	期末手当	0.8月	0.8月	0.00月	計算各0.025月
	勤勉手当	0.4月	0.375月	▲0.025月	
計		2.2月	2.2月	0.00月	

3 施行期日

公布の日

平成28年4月1日

◇教育職員の給与等に関する特別措置条例及び大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

2 改正の内容

(1) 大和高田市実費弁償条例の一部改正 (第1条関係)

- ・引用する法律の条項を改めます。(第2条関係)

(2) 大和高田市吏員退職料等に関する条例の一部改正 (第2条関係)

- ・引用する法律の条項を改めます。(第1条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

◇大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

行政不服審査法の改正に伴う整備のほか、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

引用する法律を改めます。(第14条関係)

3 施行期日

公布の日

平成28年4月1日

◇大和高田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

1 理由

「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」による「消費者安全法」の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

2 内容

消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について必要な事項を定めます。

3 施行期日

平成28年4月1日

◇大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正により、家庭的保育事業等における職員配置要件の弾力化が行われたことに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

制定附則に小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例を設けます。(附則第7条から第10条まで関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

◇大和高田市児童医療費助成条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

題名を「大和高田市子ども医療費助成条例」に改めるとともに、通院に係る医療費についても助

成の対象とするため、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 題名を「大和高田市子ども医療費助成条例」に改めます。
- (2) 本則中「児童」を「子ども」に改めます。
- (3) 通院に係る医療費についても助成の対象とするため目的規定を改めます。(第1条関係)
- (4) 助成の範囲から「児童の入院以外の給付等を除く。」を削ります。(第4条関係)
- (5) 証明書の交付等に関する規定を新設します。(新第5条関係)
- (6) 届出に関する規定を新設します。(新第6条関係)
- (7) 受給者資格登録等の停止を新設します。(新第9条関係)
- (8) 附則において「大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)」及び「大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例(平成20年条例第7号)」を一部改正します。

3 施行期日

平成28年8月1日

◇大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例

1 理由

本市における他の医療費助成制度との整合性を図るため、告示で定めていた大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱を条例化するものです。

2 内容

- (1) 重度心身障害老人及び高齢者に係るひとり親家庭の親子等に対する医療費助成制度について、必要な事項を定めます。
- (2) 附則において「大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)」を一部改正します。

3 施行期日

平成28年4月1日

◇大和高田市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

対象者の拡充を図るため、障害等級が1級である者から1級又は2級である者に対象を広げるものです。

2 改正の内容

対象者を障害等級1級から2級までに拡充します。(第2条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

◇大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例

1 理由

本市における他の医療費助成制度との整合性を図るため、告示で定めていた精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱を条例化するものです。また、対象者を障害等級1級である者から2級である者までに拡充します。

2 内容

- (1) 高齢者の精神障害者に対する医療費助成制度について、必要な事項を定めます。

- (2) 附則において「大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第31号）」を一部改正します。

3 施行期日

平成28年4月1日

◇大和高田市国民健康保険天満診療所条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国民健康保険天満診療所に関し、設置する診療科を現状と合わせるため、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

診療科のうち外科及び放射線科を削除します。(第10条関係)

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「介護保険法」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に、「運営推進会議」の設置を義務付ける基準を新たに設けます。(第39条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

◇大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「介護保険法」及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

指定認知症対応型通所介護事業者に、「運営推進会議」の設置を義務付ける基準等を新たに設けるものです。(第78条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

◇大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「学校教育法等の一部を改正する法律」により、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

放課後児童支援員の資格要件の一つである「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」に「義務教育学校の教諭の資格を有する者」を追加します。(第10条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

条 例**条例第2号**

大和高田市選奨条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市選奨条例の一部を改正する条例

大和高田市選奨条例（昭和33年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条中「贈呈してこれを」を「額に納め、これを贈呈して」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第3号

大和高田市行政不服審査会条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市行政不服審査会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき設置する大和高田市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長）

第4条 審査会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第7条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰

金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

2 第3条第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の例により行うことができる。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる審査会の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「男女共同参画審議会の委員」の次に「、行政不服審査会の委員」を加える。

別表第1中

「

男女共同参画審議会の委員	日額	12,000円
--------------	----	---------

」を

「

男女共同参画審議会の委員	日額	12,000円
行政不服審査会の委員	日額	15,000円

」に改める。

条例第4号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(大和高田市情報公開条例の一部改正)

第1条 大和高田市情報公開条例(平成10年条例第25号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第16条を次のように改める。

(審査会への諮問)

第16条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、次条第1項に規定する大和高田市情報公開審査会に諮問し、その意見を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。)

2 前項の審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第17条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第8項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(大和高田市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 大和高田市個人情報保護条例(平成13年条例第27号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第4章 苦情の申出、不服申立て等」を「第4章 苦情の申出、審査請求等」に改める。

第34条を次のように改める。

(審査会への諮問)

第34条 開示、訂正、削除又は中止(以下「開示等」という。)の請求に対する決定又は開示等の請求に係る不作為に対して審査請求があったときは、処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、次条第1項に規定する大和高田市個人情報保護審査会に諮問し、その意見を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合(当該個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。)

(3) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正又は削除をすることとする場合

(4) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用又は提供の中止をすることとする場合

2 前項の審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第35条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第7項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(大和高田市行政手続条例の一部改正)

第3条 大和高田市行政手続条例(平成10年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「、異議申立て」を削る。

(大和高田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第4条 大和高田市固定資産評価審査委員会条例(昭和33年条例第24号)の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第15条」に、「第14条・第15条」を「第16条・第17条」に改める。

第5条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第5条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第7条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第7条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第4章中第13条を第15条とする。

第12条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(手数料の額)

第11条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、大和高田市手数料条例(平成12年条例第10号)に定める額とする。

(手数料の減免)

第12条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、大和高田市手数料条例の定めるところにより、手数料を免除することができる。

2 手数料の免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

(大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例の一部改正)

第5条 大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例(平成22年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条ただし書き中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(大和高田市税賦課徴収条例の一部改正)

第6条 大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(大和高田市手数料条例の一部改正)

第7条 大和高田市手数料条例(平成12年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「市長(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条の規定に基づき審理員(同法第9条第3項の規定により読み替える場合においては、審査庁。他の法律において準用する場合においては、当該法律の規定により読み替えられたもの。この項において同じ。))が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関。この条、第5条及び第7条において同じ。)」に改める。

別表中31の項を32の項とし、30の項を31の項とし、29の項を30の項とし、28の項の次に次の1項を加える。

29	行政不服審査法第38条第4項、第78条第4項及びこれらの規定を準用する法令の規定による交付	審査請求関係提出書類等の写しの交付手数料	複写機等により日本工業規格B5判からA3判までの用紙を用いて作成する場合 (白黒) 1枚につき 10円 (カラー) 1枚につき50円 ただし、両面に複写し、又は出力したのものについては、片面ごとに1枚とする。
----	---	----------------------	---

(大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第8条 大和高田市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第26条(見出しを含む。)中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の固定資産評価審査委員会条例第5条第2項、第3項及び第6項、第7条第2項、第3項及び第5項、第11条、第12条及び第14条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

条例第5号

大和高田市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員定数条例の一部を改正する条例

大和高田市職員定数条例(昭和38年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「450人」を「470人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例第6号

大和高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を第9号とし、第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条中「広報紙」を「広報誌」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例第7号

大和高田市職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例第8号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条の2第1項第2号中「小学校」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例第9号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表右欄及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

条例第10号

大和高田市実費弁償条例及び大和高田市吏員退隠料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市実費弁償条例及び大和高田市吏員退隠料等に関する条例の一部を改正する条例
（大和高田市実費弁償条例の一部改正）

第1条 大和高田市実費弁償条例（昭和35年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

（大和高田市吏員退隠料等に関する条例の一部改正）

第2条 大和高田市吏員退隠料等に関する条例（昭和24年告示）の一部を次のように改正する。

第1条第3項第9号中「第20条第1項」を「第26条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例第11号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び旧大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び旧大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附則第3項中「平成28年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則第5項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

(旧大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 旧大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和55年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則
(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の旧大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(次項において「改正旧教育長条例」という。)の規定は、平成27年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 新条例及び改正旧教育長条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正前の旧大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例及び改正旧教育長条例の規定による給与の内払とみなす。

条例第12号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の75」を「6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35を」を「100分の40を」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	

8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800

59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400		
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600		
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800		
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800		
94		293,600	341,400				
95		294,000	341,900				
96		294,400	342,300				
97		294,600	342,400				
98		294,900	342,900				
99		295,300	343,300				
100		295,700	343,600				
101		295,900	343,900				
102		296,200	344,300				
103		296,600	344,700				
104		296,900	345,100				
105		297,100	345,600				
106		297,400	346,000				
107		297,800	346,400				
108		298,100	346,800				
109		298,300	347,300				

	110		298,700	347,700				
	111		299,100	348,000				
	112		299,400	348,300				
	113		299,500	348,800				
	114		299,800					
	115		300,100					
	116		300,500					
	117		300,700					
	118		300,900					
	119		301,200					
	120		301,500					
	121		301,900					
	122		302,100					
	123		302,400					
	124		302,700					
	125		303,000					
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条の3に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	153,600	197,900	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	373,000	454,700
24	199,300	245,600	374,900	456,400	

	25	200,800	248,100	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	399,100	
	39	224,600	280,000	400,500	
	40	226,400	282,000	401,900	
	41	228,100	283,900	403,600	
	42	229,800	286,400	405,000	
	43	231,400	288,700	406,300	
	44	233,000	291,200	407,800	
	45	234,600	293,400	409,400	
	46	236,000	295,900	410,700	
	47	237,300	298,300	412,200	
	48	238,600	301,000	413,800	
	49	240,100	303,400	415,500	
	50	241,600	305,800	416,900	
	51	242,800	308,300	418,500	
	52	244,300	310,700	420,000	
	53	245,600	313,100	421,700	
	54	246,800	315,300	423,200	
	55	248,200	317,400	424,800	
	56	249,400	319,600	426,400	
	57	250,700	321,900	427,900	
	58	251,800	324,000	429,400	
	59	253,000	326,200	430,600	
	60	254,200	328,200	431,800	
	61	255,500	330,400	433,000	
	62	256,900	332,500	434,300	
	63	258,300	334,700	435,600	
	64	259,500	336,900	436,800	
	65	260,900	338,800	438,000	
	66	262,400	341,000	439,200	
	67	264,000	343,100	440,400	
	68	265,700	345,300	441,600	
	69	267,200	347,300	442,800	
	70	268,600	349,200	444,000	
	71	270,000	351,300	445,200	
	72	271,500	353,300	446,400	
	73	272,600	355,100	447,500	
	74	274,000	357,000	448,100	
	75	275,400	358,800	448,600	

	76	276,700	360,700	449,100	
	77	278,100	362,600	449,600	
	78	279,300	364,300		
	79	280,500	366,000		
	80	281,700	367,600		
	81	282,900	369,100		
	82	284,100	370,600		
	83	285,300	372,100		
	84	286,500	373,500		
	85	287,700	374,600		
	86	288,800	376,000		
	87	290,000	377,400		
	88	291,200	378,700		
	89	292,400	380,000		
	90	293,500	381,300		
	91	294,700	382,500		
	92	295,900	383,800		
	93	296,700	385,100		
	94	297,700	386,200		
	95	298,800	387,500		
	96	300,000	388,700		
	97	301,000	390,100		
	98	302,100	391,100		
	99	303,100	392,200		
	100	304,200	393,200		
	101	305,100	394,100		
	102	306,200	395,100		
	103	307,300	396,200		
	104	308,300	397,300		
	105	308,900	398,000		
	106	309,800	398,900		
	107	310,600	399,800		
	108	311,400	400,700		
	109	312,300	401,500		
	110	312,700	402,400		
	111	313,100	403,200		
	112	313,600	404,000		
	113	314,200	404,600		
	114	314,600	405,300		
	115	315,100	406,000		
	116	315,600	406,700		
	117	316,200	407,300		
	118	316,700	407,800		
	119	317,100	408,200		
	120	317,600	408,600		
	121	318,100	409,000		
	122	318,500	409,300		
	123	319,000	409,600		
	124	319,500	409,800		
	125	320,100	410,000		
	126	320,400	410,300		

	127	320,700	410,600		
	128	321,000	410,800		
	129	321,200	411,000		
	130	321,500	411,300		
	131	321,800	411,600		
	132	322,100	411,800		
	133	322,300	412,000		
	134	322,500	412,300		
	135	322,700	412,600		
	136	323,000	412,800		
	137	323,300	413,000		
	138	323,500	413,300		
	139	323,800	413,600		
	140	324,100	413,800		
	141	324,300	414,000		
	142	324,500	414,300		
	143	324,800	414,600		
	144	325,000	414,800		
	145	325,300	415,000		
	146	325,500			
	147	325,800			
	148	326,100			
	149	326,300			
	150	326,500			
	151	326,800			
	152	327,100			
	153	327,300			
再任用職員		232,800	273,100	329,900	414,000

備考(1) この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	153,600	169,500	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	318,500	422,700
14	177,400	199,600	320,500	424,100	

	15	179,600	201,200	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	368,200	
	39	223,800	253,100	369,800	
	40	225,500	255,500	371,400	
	41	227,100	258,200	372,700	
	42	228,800	260,600	374,100	
	43	230,400	262,800	375,500	
	44	232,000	265,000	377,000	
	45	233,700	267,200	378,500	
	46	235,200	269,400	380,100	
	47	236,600	271,600	381,700	
	48	238,000	273,700	383,200	
	49	239,400	276,000	384,600	
	50	240,800	278,000	386,100	
	51	242,300	280,000	387,600	
	52	243,500	282,000	389,000	
	53	244,700	283,900	390,200	
	54	246,100	286,400	391,500	
	55	247,400	288,700	392,600	
	56	248,600	291,200	393,700	
	57	249,900	293,400	395,100	
	58	251,100	295,900	396,300	
	59	252,200	298,300	397,500	
	60	253,400	301,000	398,800	
	61	254,800	303,400	400,000	
	62	256,100	305,800	401,000	
	63	257,300	308,300	402,400	
	64	258,300	310,700	403,700	
	65	259,300	313,100	404,900	

66	260,700	315,300	406,000
67	262,200	317,400	407,200
68	263,700	319,600	408,300
69	265,300	321,900	409,300
70	266,800	324,000	410,500
71	268,300	326,200	411,700
72	269,800	328,200	412,900
73	271,000	330,400	413,500
74	272,200	332,500	414,300
75	273,500	334,700	415,000
76	274,800	336,900	415,500
77	276,200	338,700	415,800
78	277,300	340,600	416,200
79	278,500	342,500	416,600
80	279,700	344,300	417,000
81	281,000	346,100	417,300
82	281,900	347,900	417,700
83	283,100	349,600	418,100
84	284,300	351,400	418,400
85	285,300	352,800	418,700
86	286,200	354,400	419,100
87	287,200	355,900	419,500
88	288,200	357,400	419,800
89	289,300	358,800	420,100
90	290,200	360,100	420,400
91	291,100	361,500	420,700
92	292,000	362,900	420,900
93	292,500	364,400	421,100
94	293,200	365,700	
95	293,900	367,000	
96	294,700	368,200	
97	295,500	369,200	
98	296,300	370,200	
99	297,100	371,200	
100	297,800	372,200	
101	298,700	373,100	
102	299,200	374,100	
103	299,700	375,100	
104	300,200	376,100	
105	300,400	376,900	
106	300,800	377,800	
107	301,100	378,700	
108	301,300	379,700	
109	301,500	380,500	
110	301,700	381,500	
111	302,000	382,500	
112	302,300	383,500	
113	302,500	384,100	
114	302,700	385,000	
115	302,900	385,900	
116	303,200	386,800	

	117	303,500	387,600		
	118	303,800	388,300		
	119	304,100	389,100		
	120	304,400	389,900		
	121	304,500	390,500		
	122	304,700	391,300		
	123	305,000	392,000		
	124	305,300	392,700		
	125	305,500	393,300		
	126		394,000		
	127		394,500		
	128		395,100		
	129		395,800		
	130		396,400		
	131		396,900		
	132		397,400		
	133		397,700		
	134		398,000		
	135		398,300		
	136		398,600		
	137		398,900		
	138		399,200		
	139		399,500		
	140		399,800		
	141		400,100		
	142		400,400		
	143		400,700		
	144		401,000		
	145		401,200		
	146		401,500		
	147		401,800		
	148		402,000		
	149		402,200		
	150		402,500		
	151		402,800		
	152		403,000		
	153		403,200		
	154		403,500		
	155		403,800		
	156		404,000		
	157		404,200		
再任用職員		224,000	269,900	323,200	404,000

備考(1) この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭、講師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 (第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
-------	------	----	----	----	----	----

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100	565,300
	2	245,800	331,600	397,200	472,400	568,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600	571,500
	4	250,800	337,600	403,000	476,900	574,600
	5	253,100	340,300	405,700	479,200	577,500
	6	256,900	343,600	408,400	481,400	579,900
	7	260,700	346,800	411,200	483,600	582,300
	8	264,500	349,900	414,000	485,800	584,700
	9	268,100	352,900	416,600	487,800	586,900
	10	272,100	355,900	419,300	489,900	588,400
	11	276,100	359,000	422,000	492,000	589,900
	12	280,100	362,200	424,700	494,100	591,400
	13	283,900	365,300	427,200	496,200	592,900
	14	287,900	368,900	429,700	498,300	594,000
	15	291,800	372,300	432,100	500,400	595,100
	16	295,700	376,000	434,600	502,500	596,000
	17	299,500	379,600	436,800	504,600	597,200
	18	303,100	382,300	439,200	506,600	598,200
	19	306,600	385,100	441,600	508,600	599,200
	20	310,200	387,900	444,000	510,600	600,200
	21	313,800	390,800	446,000	512,400	601,200
	22	317,500	393,400	448,400	514,200	
	23	321,000	396,000	450,800	516,100	
	24	324,700	398,600	453,100	518,000	
	25	328,200	400,900	455,300	519,700	
	26	331,000	403,200	457,600	521,500	
	27	333,700	405,500	459,800	523,300	
	28	336,300	407,800	462,100	525,100	
	29	339,100	410,200	464,300	527,000	
	30	341,400	412,300	466,600	528,800	
	31	343,600	414,300	468,900	530,600	
	32	346,000	416,400	471,100	532,400	
	33	348,400	418,500	473,100	534,000	
	34	350,800	420,500	475,200	535,800	
	35	353,100	422,500	477,300	537,500	
	36	355,600	424,500	479,400	539,300	
	37	358,000	426,600	481,500	540,900	
	38	360,400	428,600	483,300	542,500	
	39	362,800	430,600	485,100	543,900	
	40	365,200	432,600	486,900	545,500	
	41	367,500	434,600	488,600	547,000	
	42	368,900	436,400	490,400	548,400	
	43	370,400	438,100	492,200	549,800	
	44	371,900	439,900	494,000	551,100	
	45	373,400	441,800	495,600	552,300	
46	374,800	443,600	497,300	553,300		

	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300
	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100
	52	382,100	454,200	506,400	559,000
	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
	61	390,100	464,700	515,900	566,800
	62	390,600	465,400	516,700	567,700
	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	64	391,500	466,800	518,400	569,500
	65	391,800	467,500	519,300	570,400
	66		468,200	520,200	
	67		468,900	520,900	
	68		469,600	521,800	
	69		470,100	522,700	
	70		470,800	523,500	
	71		471,500	524,400	
	72		472,200	525,300	
	73		472,600	526,100	
	74		473,200	527,000	
	75		473,900	527,900	
	76		474,600	528,600	
	77		475,000	529,400	
	78		475,600	530,300	
	79		476,200	531,200	
	80		476,700	532,100	
	81		477,300	532,900	
	82		477,800	533,800	
	83		478,300	534,700	
	84		478,800	535,600	
	85		479,200	536,400	
	86		479,800	537,300	
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	
	89		481,200	539,900	
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		
	93		483,300		
	94		483,900		

	95		484,500			
	96		485,100			
	97		485,600			
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800	564,700

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で市長が規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100
40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800	

41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300
42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700		
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400		
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000		
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400		
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900		
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400		
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900		
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500		
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000		
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600		
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200		
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700		
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700		
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200		
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500		
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400		
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800		
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200		
86		288,300	324,200	345,100			
87		288,500	324,400	345,400			
88		288,700	324,800	345,700			
89		289,100	325,200	346,100			
90		289,300	325,600	346,400			
91		289,500	326,000	346,800			

	92		289,700	326,400	347,100			
	93		290,100	326,700	347,500			
	94		290,300	326,900	347,800			
	95		290,500	327,300	348,100			
	96		290,800	327,600	348,400			
	97		291,200	327,800	348,700			
	98		291,500	328,100	349,100			
	99		291,700	328,400	349,500			
	100		292,000	328,700	349,900			
	101		292,300	328,900	350,400			
	102		292,500	329,200	350,800			
	103		292,700	329,600	351,200			
	104		293,000	329,800	351,600			
	105		293,300	329,900	352,100			
	106			330,200				
	107			330,600				
	108			330,800				
	109			331,000				
	110			331,400				
	111			331,800				
	112			332,200				
	113			332,400				
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100	

20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000
23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100
24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100
25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100
26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700
27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600
28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500
29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300
30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000
31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900
32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700
33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400
34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100
35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900
36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600
37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200
38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900
39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700
40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500
41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	

71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
94	280,400	313,800	347,200	365,200	
95	281,300	314,500	347,900	365,600	
96	282,300	315,100	348,500	365,900	
97	283,200	315,800	348,900	366,500	
98	284,000	316,100	349,300	367,000	
99	284,600	316,700	349,800	367,500	
100	285,500	317,400	350,200	368,000	
101	286,300	317,800	350,700	368,600	
102	287,100	318,400	351,100	369,100	
103	287,900	319,000	351,600	369,600	
104	288,700	319,600	352,000	370,000	
105	289,400	320,000	352,300	370,600	
106	289,900	320,500	352,800	371,100	
107	290,400	321,000	353,200	371,600	
108	290,900	321,500	353,500	372,100	
109	291,100	321,900	354,000	372,700	
110	291,400	322,300	354,500	373,100	
111	291,600	322,600	355,000	373,600	
112	292,000	322,900	355,500	374,100	
113	292,300	323,300	356,000	374,700	
114	292,500	323,700	356,500		
115	292,900	324,100	357,000		
116	293,200	324,400	357,400		
117	293,500	324,600	357,800		
118	293,800	324,900	358,200		
119	294,100	325,300	358,700		
120	294,500	325,500	359,200		
121	294,800	325,700	359,600		

	122	295,200	326,000	360,100			
	123	295,500	326,300	360,600			
	124	295,900	326,600	361,100			
	125	296,100	326,800	361,400			
	126	296,300	327,100				
	127	296,600	327,500				
	128	297,000	327,700				
	129	297,200	327,800				
	130	297,500	328,100				
	131	297,900	328,500				
	132	298,300	328,700				
	133	298,500	329,000				
	134	298,800	329,400				
	135	299,200	329,800				
	136	299,500	330,200				
	137	299,700	330,500				
	138	300,000	330,900				
	139	300,400	331,300				
	140	300,700	331,700				
	141	300,900	332,000				
	142	301,300	332,400				
	143	301,700	332,700				
	144	302,000	333,100				
	145	302,100	333,400				
	146	302,400	333,800				
	147	302,700	334,200				
	148	303,100	334,600				
	149	303,300	334,900				
	150	303,500	335,300				
	151	303,800	335,700				
	152	304,100	336,100				
	153	304,500	336,400				
	154	304,700					
	155	304,900					
	156	305,200					
	157	305,500					
	158	305,800					
	159	306,100					
	160	306,400					
	161	306,800					
	162	307,100					
	163	307,400					
	164	307,700					
	165	308,100					
	166	308,400					
	167	308,700					
	168	309,000					
	169	309,400					
再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第3項中「市長が定める。」を「、等級別基準職務表(別表第4)に定めるところによる。」に改める。

第17条の3第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4(第3条関係)

ア 行政職給料表等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	主事補又は定型的な業務を行う技能員の職務
2級	主事又は知識若しくは経験を必要とする業務を行う技能員の職務
3級	主任、主任技能員又は班長の職務
4級	係長又は主査の職務
5級	課長補佐の職務
6級	次長、室長、課長、参事又は会計管理者の職務
7級	部長又は理事の職務

イ 教育職給料表(1)等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	高等学校の助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務
2級	高等学校の教諭又は養護教諭の職務
3級	高等学校の教頭の職務
4級	高等学校の校長の職務

ウ 教育職給料表(2)等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	幼稚園若しくはこども園の助教諭又は養護助教諭の職務
2級	幼稚園若しくはこども園の園長、教諭又は養護教諭の職務
3級	指導主事(小学校又は中学校の教頭相当職)の職務
4級	指導主事(小学校又は中学校の校長相当職)の職務

エ 医療職給料表(1)等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	医員の職にある医師又は高度な知識を必要とする医師の職務
2級	副医長の職にある医師又は特に高度な知識若しくは経験を必要とする医師の職務
3級	部長、副部長又は医長の職にある医師の職務
4級	診療局長の職にある医師の職務
5級	院長又は副院長の職にある医師の職務

オ 医療職給料表(2)等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う技師の職務
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務

3級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
4級	主任の職務
5級	係長又は主査の職務
6級	副技術局長、医療技術部長、薬剤部長、技師長、室長、副技師長又は副室長の職務
7級	技術局長の職務

カ 医療職給料表(3)等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定期的な業務を行う看護職の職務
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う看護職の職務
3級	主任の職務
4級	係長、主査又は看護専門学校の教員の職務
5級	副看護局長、看護師長、看護専門学校の副校長、教務主任、臨床指導主任又は副看護師長の職務
6級	看護局長の職務

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第7号。以下この項において「平成18年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給与及び一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第30号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成18年改正法附則第7項から第9項までの規定による給与及び平成26年改正法附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

条例第13号

教育職員の給与等に関する特別措置条例及び大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

教育職員の給与等に関する特別措置条例及び大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第1条 教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例第14号

大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の退職手当に関する条例(昭和33年条例第14号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「次条第2項並びに第5条第1項」を「この項並びに次条第2項並びに第5条第1項第4号」に改める。

第8条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

第9条の2第3項第3号中「除く。」の次に「第5項第2号において同じ。」を加え、同条第5項第1号中「応募者」を「応募」に改め、同項第2号中「(第3項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)」を削り、同条第8項第3号中「除く。)」を「除く。)」に改め、同項第4号中「第3項第3号に規定する」を削る。

第11条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第14条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

条例第15号

大和高田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称、住所等の公示)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び住所

(2) 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

(消費生活センター長及び職員)

第3条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第7条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例第16号

大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4条を加える。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第7条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第8条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第9条 附則第7条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第10条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をい

い、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例第17号

大和高田市児童医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市児童医療費助成条例の一部を改正する条例

大和高田市児童医療費助成条例(平成24年条例第8号)の一部を次のように改正する。

題名中「児童」を「子ども」に改める。

第1条中「児童を」を「子どもを」に、「児童の入院療養」を「子ども」に、「児童の健康」を「子どもの健康」に改める。

第2条中「児童」を「子ども」に改める。

第3条第1項中「児童」を「子ども」に改め、同条第2項第2号中「児童の」を「子どもの」に改める。

第4条第1項中「、児童」を「、子ども」に改め、「(児童の入院以外の給付等を除く。)」を削る。

第5条を次のように改める。

(証明書の交付等)

第5条 市長は、対象者に対し、規則で定めるところにより医療費の対象となる子どもであることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、当該証明書を健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局において子どもが医療を受ける際に提示しなければならない。

第9条を第11条とする。

第8条中「児童」を「子ども」に改め、同条を第10条とし、第7条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(受給者資格登録等の停止)

第9条 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象者として認定した対象者が、医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該対象者の受給者資格登録及び助成金の支給を停止することができる。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(届出)

第6条 対象者は、住所を変更したときその他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市児童医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

3 大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「児童」を「子ども」に改める。

別表第2の1の項中「大和高田市児童医療費助成条例による児童」を「大和高田市子ども医療費助成条例による子ども」に改め、同表の2の項中「大和高田市児童医療費助成条例による児童」を「大和高田市子ども医療費助成条例による子ども」に、「児童医療費助成関係情報」を「子ども医療費助成関係情報」に改め、同表の3の項から8の項まで中「児童医療費助成関係情報」を「子ども医療費助成関係情報」に改める。

(大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例の一部改正)

4 大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例(平成20年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「大和高田市児童医療費助成条例」を「大和高田市子ども医療費助成条例」に、「助成を受けることができる者」を「受給資格証の交付を受けた者」に改める。

条例第18号

大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害老人及び高齢者に係るひとり親家庭の親子等に対し、医療費の一部を助成し、もって重度心身障害老人等の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、大和高田市に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者(同法第55条第1項第2号に掲げる入所をしたことにより同項及び同条第2項の規定の適用を受ける被保険者を含む。)であるものとする。

(1) 大和高田市心身障害者医療費助成条例(平成8年条例第33号)第2条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項に規定する助成要件に該当する者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く。)

(2) 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成8年条例第34号)第2条第1号及び第2号に規定する助成要件に該当し、かつ、同条例第3条の2に規定する支給制限を受けない者(生活保護法による保護を受けている者を除く。)

(助成の範囲)

第3条 医療費の助成は、前条の要件に該当する者(以下「対象者」という。)の疾病又は負傷について高齢者の医療の確保に関する法律その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額(以下「助成金」という。)を対象者に支給して行うものとする。

(1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額

(2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額

(3) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給される場合は、その額に相当する額

(4) 市長が規則で定める額

(届出)

第4条 対象者は、住所を変更したときその他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに

市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第5条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第6条 偽りその他不正の手段によって、この条例による助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に受けた医療に係る医療費について適用する。

(大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

2 大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項中「重度心身障害老人等」を「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成28年条例第18号)による重度心身障害老人等」に改める。

別表第2の3の項中「重度心身障害老人等に」を「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例による重度心身障害老人等に」に改める。

条例第19号

大和高田市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

大和高田市精神障害者医療費助成条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「1級」の次に「又は2級」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例第20号

大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例

(目的)

第1条 この条例は、高齢者の精神障害者に対し、医療費の一部を助成し、もって高齢者の精神障害者に係る健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）で、かつ、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者（高齢者医療確保法第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含む。）であるものとする。

(1) 本市内に住所を有する者（病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院し、当該病院等の所在する場所に住所を変更したことにより、本市以外の市町村から当該病院等に入院をする際に本市に住所を変更したと認められる者を除く。）

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害等級が1級又は2級である者

(3) 前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧国民年金法施行令」という。）第6条の4第1項に規定する額を超えない者

(4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者がある者にあつては、当該配偶者又は扶養義務者で主として精神障害者の生計を維持する者の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて、旧国民年金法施行令第6条の4第3項に規定する額を超えない者

2 前項第3号及び第4号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、旧国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定の例による。

（住所地特例）

第3条 病院等に入院をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であつて、当該病院等に入院をする際に本市に住所を有していたと認められるもの（本市以外の市町村に所在する病院等に入院した者に限る。）は、前条第1項第1号に規定する本市内に住所を有する者とみなす。ただし、2以上の病院等に継続して入院をしている者については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第2項の例による。

（適用除外）

第4条 前2条の規定にかかわらず、大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例（平成28年条例第18号）の規定により医療費の助成を受けることができる者は、この条例による医療費の助成を受けることができない。

（助成の範囲）

第5条 医療費の助成は、前3条の規定により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）の疾病又は負傷について高齢者医療確保法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。

(1) 高齢者医療確保法第74条第2項に規定する食事療養標準負担額

(2) 高齢者医療確保法第75条第2項に規定する生活療養標準負担額

(3) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(4) 市長が規則で定める額

（届出）

第6条 対象者は、住所を変更したときその他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに

市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第8条 偽りその他不正の手段によって、この条例による助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(報告)

第10条 市長は、医療費の助成に関し必要があると認めるときは、医療費の助成を受ける者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

2 大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項中「高齢者」を「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例(平成28年条例第20号)による高齢者」に改める。

別表第2の3の項中「高齢者の精神障害者」を「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例による高齢者の精神障害者」に改める。

条例第21号

大和高田市国民健康保険天満診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市国民健康保険天満診療所条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険天満診療所条例(昭和32年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第22号

大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例第23号

大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第78条第1項中「その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等と連携し、又は協力することその他の地域との交流を図ら」を「指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対して活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設け」に改め、同条第2項中「その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努め」を「前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表し」に改め、同条に次の3項を加える。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。
第79条第2項に次の1号を加える。

(6) 第78条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第105条を次のように改める。

第105条 削除

第107条第2項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第78条第2項」に改める。

第108条中「及び第77条」を「、第77条及び第78条」に、「読み替える」を「、第78条

第1項中「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第127条第2項第7号中「第105条第2項」を「第78条第2項」に改める。

第128条中「第77条」の次に「、第78条第1項から第4項まで」を加え、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第104条」に改め、「第6章第4節」との次に「、第78条第1項中「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第78条第2項」に改める。

第149条中「第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「第78条第1項から第4項まで及び第99条」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」」を「第78条第1項中「認知症対応型通所介護について知見を有する者」」に、「「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第176条第2項第7号中「第105条第2項」を「第78条第2項」に改める。

第177条中「第105条第1項から第4項まで」を「第78条第1項から第4項まで」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」」を「第78条第1項中「認知症対応型通所介護について知見を有する者」」に、「「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第189条中「第105条第1項から第4項まで」を「第78条第1項から第4項まで」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」」を「第78条第1項中「認知症対応型通所介護について知見を有する者」」に、「「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第201条第2項第10号中「第105条第2項」を「第78条第2項」に改める。

第202条中「第77条」の次に「、第78条」を加え、「及び第100条から第106条まで」を「、第100条から第104条まで及び第106条」に、「とあり、並びに第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」」を「とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第78条第1項中「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で

定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第86条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

条例第24号

大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対して活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第64条第2項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第65条中「及び第38条」を「から第39条まで」に、「読み替える」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第85条第2項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第86条中「第38条」の次に「、第39条」を加え、「、第61条及び第62条」を「及び第61条」に改め、「第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」

の次に「第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、」を加え、「と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第48条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

条例第25号

大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

規 則

規則第32号

市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年9月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

市長が保有する個人情報の保護に関する規則（平成13年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項各号列記以外の部分中「法定代理人」を「法定代理人等」に改め、同項第2号中「法定代理人が」を「法定代理人等（特定個人情報に係る本人の委任による代理人を除く。）が」に、「法定代理人に」を「法定代理人等に」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 特定個人情報に係る本人の委任による代理人が請求する場合 当該代理人に係る第1号に定める書類及び当該請求に係る個人情報の本人の印鑑登録証明書を添付した委任状又は代理人選任届その他その資格を証明する書類

様式第9号、様式第19号、様式第24号及び様式第29号中

- 「1 法定代理人 2 任意の代理人」を
- 「1 法定代理人等 2 任意の代理人」に、
- 「3 法定代理人が請求する場合は、代理人に係る上記2の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍抄本等）を提出又は提示してください。
- 4 任意の代理人が請求する場合は、代理人に係る上記2の書類のほか、その資格を証明する書類（委任状等）及び本人が請求できない特別の理由があることを証明する書類（診断書等）を提出又は提示してください。」を
- 「3 法定代理人等（特定個人情報に係る本人の委任による代理人を除く。）が請求する場合は、代理人に係る上記2の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍抄本等）を提出又は提示してください。
- 4 特定個人情報に係る本人の委任による代理人が請求する場合は、代理人に係る上記2の書類のほか、その資格を証明する書類（委任状等）を提出又は提示してください。
- 5 任意の代理人が請求する場合は、代理人に係る上記2の書類のほか、その資格を証明する書類（委任状等）及び本人が請求できない特別の理由があることを証明する書類（診断書等）を提出又は提示してください。」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の市長が保有する個人情報の保護に関する規則様式第9号、様式第19号、様式第24号及び様式第29号の規定によりなされた請求は、改正後の市長が保有する個人情報の保護に関する規則様式第9号、様式第19号、様式第24号及び様式第29号によりなされた請求とみなす。

規則第4号

大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市養育医療の給付に関する規則（平成25年規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表備考1中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同表備考2の（2）中「第2項及び第6項」の次に、「第41条第24項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第9号

大和高田市補助金交付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市補助金交付規則の一部を改正する規則

大和高田市補助金交付規則（平成12年規則第51号）の一部を次のように改正する。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第17条関係）

補助金精算調書

補助金交付決定額	前回までの交付済額	補助金確定額	補助金交付請求額
円	円	円	円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大和高田市補助金交付規則の規定は、平成28年度予算において交付する補助金に係るものから適用する。

規則第10号

大和高田市契約規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市契約規則の一部を改正する規則

大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第8条の2中「第167条の8第3項」を「第167条の8第4項」に改める。

第17条第3項中「第167条の14」を「第167条の11第3項」に改める。

第21条の3を削る。

第22条第1項ただし書を削る。

第23条第4項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第25条の3中「第2項」を「第1項及び第2項」に、「第13条の5」を「第12条の2、第13条の5(第2項を除く。)、第14条の3」に改める。

第43条第2項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

第48条第1項第7号中クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

第51条第1項第1号中「第49条第1項に規定する排除措置命令が同条第7項若しくは同法第52条第5項の規定により確定したとき又は同法第65条、第66条第1項から第3項まで(原処分全部を取り消す審決を除く。)若しくは第67条の規定による審決」を「第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合においては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令)」に改め、同号ただし書を削り、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第51条の2中「第50条第1項」を「第62条第1項」に、「第7条の2第7項、第8項又は第9項」を「第7条の2第10項、第11項又は第12項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

規則第11号

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則（平成18年規則第37号の3）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,570円」を「104,950円」に、「56,790円」を「57,030円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,290円」を「52,480円」に、「28,400円」を「28,520円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

告 示

告示第21号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成28年3月15日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1. 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条
2. 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日
平成28年7月4日
4. 処分対象自転車等の移動年月日
平成27年12月1日から平成27年12月31日までの間

告示第22号

平成28年3月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法（平成22年法律67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成28年3月16日

大和高田市 吉 田 誠 克

- 1 平成28年度大和高田市一般会計予算
- 2 平成28年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 平成28年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算
- 4 平成28年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
- 5 平成28年度大和高田市下水道事業特別会計予算
- 6 平成28年度大和高田市駐車場事業特別会計予算
- 7 平成28年度大和高田市介護保険事業特別会計予算
- 8 平成28年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 9 平成28年度大和高田市水道事業会計予算

- 10 平成28年度大和高田市病院事業会計予算
- 11 平成27年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)
- 12 平成27年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 13 平成27年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)
- 14 平成27年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)
- 15 平成27年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 16 平成27年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 17 平成27年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 18 平成27年度大和高田市病院事業会計補正予算(第1号)

平成28年度大和高田市一般会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,720,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 市税		6,534,000
	1. 市民税	3,056,000
	2. 固定資産税	2,594,000
	3. 軽自動車税	138,000
	4. たばこ税	360,000
	5. 都市計画税	386,000
2. 地方譲与税		115,000
	1. 地方揮発油譲与税	31,000
	2. 自動車重量譲与税	84,000
3. 利子割交付金		8,000
	1. 利子割交付金	8,000
4. 配当割交付金		86,000
	1. 配当割交付金	86,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		70,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	70,000
6. 地方消費税交付金		1,011,000
	1. 地方消費税交付金	1,011,000
7. 自動車取得税交付金		25,000
	1. 自動車取得税交付金	25,000
8. 地方特例交付金		30,000
	1. 地方特例交付金	30,000
9. 地方交付税		6,996,000
	1. 地方交付税	6,996,000
10. 交通安全対策特別交付金		9,000
	1. 交通安全対策特別交付金	9,000
11. 分担金及び負担金		103,018

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
	1. 分担金	1,596
	2. 負担金	101,422
12. 使用料及び手数料		892,049
	1. 使用料	590,239
	2. 手数料	301,810
13. 国庫支出金		4,190,029
	1. 国庫負担金	3,710,118
	2. 国庫補助金	433,327
	3. 国庫委託金	46,584
14. 県支出金		1,474,773
	1. 県負担金	1,060,185
	2. 県補助金	296,678
	3. 県委託金	117,910
15. 財産収入		33,975
	1. 財産運用収入	27,224
	2. 財産売却収入	6,751
16. 寄附金		1
	1. 寄附金	1
17. 繰入金		1
	1. 基金繰入金	1
19. 諸収入		238,054
	1. 延滞金加算金及び過料	10,000
	2. 市預金利子	2,000
	3. 貸付金元利収入	3,203
	4. 雑入	222,851
20. 市債		1,904,100

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
	1. 市債	1,904,100
歳 入 合 計		23,720,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 議会費		250,195
	1. 議会費	250,195
2. 総務費		2,180,906
	1. 総務管理費	1,670,856
	2. 徴税費	298,947
	3. 戸籍住民基本台帳費	120,534
	4. 選挙費	52,764
	5. 統計調査費	11,391
	6. 監査委員費	26,414
3. 民生費		10,376,448
	1. 社会福祉費	4,808,068
	2. 児童福祉費	2,939,976
	3. 生活保護費	2,628,100
	4. 災害救助費	304
4. 衛生費		2,743,580
	1. 保健衛生費	932,655
	2. 清掃費	1,810,925
5. 労働費		20,711
	1. 労働諸費	20,711
6. 農林水産業費		114,095
	1. 農業費	114,095
7. 商工費		102,028
	1. 商工費	102,028
8. 土木費		1,569,486
	1. 土木管理費	115,877
	2. 道路橋りょう費	221,531

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
	3. 河川費	27,899
	4. 都市計画費	1,063,922
	5. 住宅費	140,257
9. 消防費		941,566
	1. 消防費	941,566
10. 教育費		2,757,529
	1. 教育総務費	393,754
	2. 小学校費	249,783
	3. 中学校費	132,474
	4. 高等学校費	362,458
	5. 幼稚園費	207,296
	6. 社会教育費	366,001
	7. 保健体育費	1,045,763
11. 災害復旧費		4
	1. 公共土木施設災害復旧費	4
12. 公債費		2,643,452
	1. 公債費	2,643,452
13. 予備費		20,000
	1. 予備費	20,000
歳 出 合 計		23,720,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大和高田市土地開発公社の金融機関からの融資に対する債務保証	平成28年度以降事業満了まで	借入金10,000,000千円とこれに対する利子の合計額
広報誌等発送業務	平成30年3月末まで	1,743千円
本庁舎電話交換業務	平成31年5月末まで	16,246千円
指定ごみ袋等配送業務	平成30年3月末まで	935千円
立地適正化計画策定業務	平成31年3月末まで	13,024千円
小学校・幼稚園給食調理業務委託料(1ヶ所)	平成31年7月末まで	35,750千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全対策事業	千円 4,800	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
清掃運搬施設等整備事業	6,000	〃	〃	〃
一般廃棄物処理事業(ごみ処理施設)	53,500	〃	〃	〃
河川応急対策事業	4,900	〃	〃	〃
道路新設改良事業	20,200	〃	〃	〃
橋りょう整備事業	14,900	〃	〃	〃
道路整備事業	4,000	〃	〃	〃
河川改良事業	5,400	〃	〃	〃
本郷大中線街路事業	4,000	〃	〃	〃
大和高田当麻線街路事業	38,400	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合公園整備事業	千円 38,000	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
緑化公園整備事業	14,400	〃	〃	〃
防災対策事業	90,200	〃	〃	〃
高等学校大規模改造事業	1,000	〃	〃	〃
中学校給食施設整備事業	560,100	〃	〃	〃
臨時財政対策債	820,000	〃	〃	〃
借換債 (臨時財政対策債)	224,300	〃	〃	〃
計	1,904,100			

平成28年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算

平成28年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,665,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項(審査費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合

における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 国民健康保険税		1,521,354
	1. 国民健康保険税	1,521,354
2. 使用料及び手数料		539
	1. 手数料	539
3. 国庫支出金		2,638,943
	1. 国庫負担金	1,621,400
	2. 国庫補助金	1,017,543
4. 療養給付費等交付金		270,040
	1. 療養給付費等交付金	270,040
5. 前期高齢者交付金		2,052,179
	1. 前期高齢者交付金	2,052,179
6. 県支出金		500,449
	1. 県負担金	67,586
	2. 県補助金	432,863
7. 共同事業交付金		2,021,127
	1. 共同事業交付金	2,021,127
8. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
9. 繰入金		641,555
	1. 一般会計繰入金	641,554
	2. 基金繰入金	1
11. 諸収入		19,313
	1. 延滞金加算金及び過料	5,023
	2. 市預金利子	1
	3. 療養費等指定公費返還金	700
	4. 雑入	13,589

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
歳 入 合 計		9,665,500

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 総務費		108,986
	1. 総務管理費	89,746
	2. 徴税費	18,790
	3. 運営協議会費	450
2. 保険給付費		5,903,678
	1. 療養諸費	5,124,677
	2. 高額療養費	733,000
	3. 出産育児諸費	42,021
	4. 葬祭諸費	3,780
	5. 移送費	200
3. 後期高齢者支援金等		1,118,412
	1. 後期高齢者支援金等	1,118,412
4. 前期高齢者納付金等		1,133
	1. 前期高齢者納付金等	1,133
5. 介護納付金		398,445
	1. 介護納付金	398,445
6. 共同事業拠出金		2,021,132
	1. 共同事業拠出金	2,021,132
7. 保健事業費		94,366
	1. 特定健康診査等事業費	85,486
	2. 保健事業費	8,880
8. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
9. 公債費		8,906
	1. 公債費	8,906
10. 諸支出金		9,941

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
	1. 償還金及び還付加算金	7,600
	2. 繰出金	641
	3. 療養費等指定公費立替金負担金	700
	4. 旧老人保健拠出金	1,000
11. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		9,665,500

平成28年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算

平成28年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		114,128
	1. 外来収入	110,128
	2. その他検査等収入	4,000
2. 使用料及び手数料		11,290
	1. 使用料	144
	2. 手数料	11,146
3. 財産収入		19
	1. 財産運用収入	19
4. 繰入金		642
	1. 基金繰入金	1
	2. 特別会計繰入金	641
5. 繰越金		6,865
	1. 繰越金	6,865
6. 諸収入		66
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	65
8. 国庫支出金		490
	1. 国庫補助金	490
歳 入 合 計		133,500

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 総務費		63,153
	1. 施設管理費	62,914
	2. 研究研修費	239
2. 医業費		69,811
	1. 医業費	69,811
3. 基金積立金		19
	1. 基金積立金	19
4. 公債費		17
	1. 公債費	17
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		133,500

平成28年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成28年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 諸収入		20,500
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	20,499
歳 入 合 計		20,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 住宅新築資金等貸付事業費		5
	1. 運用管理費	5
2. 公債費		20,495
	1. 公債費	20,495
歳 出 合 計		20,500

平成28年度大和高田市下水道事業特別会計予算

平成28年度大和高田市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,538,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 使用料及び手数料		368,945
	1. 使用料	368,945
2. 国庫支出金		300,000
	1. 国庫補助金	300,000
3. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
4. 繰入金		661,544
	1. 一般会計繰入金	661,544
6. 諸収入		10
	1. 市預金利子	10
7. 市債		1,208,000
	1. 市債	1,208,000
歳 入 合 計		2,538,500

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 下水道事業費		1,374,459
	1. 下水道事業費	1,374,459
2. 公債費		1,163,641
	1. 公債費	1,163,641
3. 予備費		400
	1. 予備費	400
歳 出 合 計		2,538,500

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 834,600	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	373,400	〃	〃	〃
計	1,208,000			

平成28年度大和高田市駐車場事業特別会計予算

平成28年度大和高田市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 使用料及び手数料		31,298
	1. 使用料	31,298
2. 諸収入		2
	1. 市預金利子	2
歳 入 合 計		31,300

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 駐車場費		20,604
	1. 駐車場費	20,604
2. 公債費		10,596
	1. 公債費	10,596
4. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出 合 計		31,300

平成28年度大和高田市介護保険事業特別会計予算

平成28年度大和高田市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,826,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 保険料		1,210,574
	1. 介護保険料	1,210,574
2. 使用料及び手数料		12
	1. 手数料	12
3. 国庫支出金		1,353,532
	1. 国庫負担金	994,815
	2. 国庫補助金	358,717
4. 支払基金交付金		1,562,123
	1. 支払基金交付金	1,562,123
5. 県支出金		833,953
	1. 県負担金	809,790
	2. 県補助金	24,163
6. 財産収入		35
	1. 財産運用収入	35
7. 繰入金		864,476
	1. 一般会計繰入金	844,012
	2. 基金繰入金	20,464
9. 諸収入		1,695
	1. 延滞金加算金及び過料	10
	2. 市預金利子	60
	3. 雑入	1,625
歳 入 合 計		5,826,400

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 総務費		113,676
	1. 総務管理費	64,353
	2. 徴収費	3,696
	3. 介護認定審査会費	45,316
	4. 介護保険運営協議会費	311
2. 保険給付費		5,552,634
	1. 給付諸費	5,552,634
3. 地域支援事業費		146,988
	1. 介護予防事業費	28,735
	2. 包括的支援事業・任意事業費	118,253
5. 基金積立金		10,568
	1. 基金積立金	10,568
6. 公債費		178
	1. 公債費	178
7. 諸支出金		2,356
	1. 償還金及び還付加算金	2,356
歳 出 合 計		5,826,400

平成28年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

平成28年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ723,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 後期高齢者医療保険料		478,050
	1. 後期高齢者医療保険料	478,050
2. 使用料及び手数料		36
	2. 手数料	36
3. 繰入金		233,554
	1. 一般会計繰入金	233,554
5. 諸収入		12,160
	1. 市預金利子	20
	2. 雑入	12,138
	3. 延滞金加算金及び過料	2
歳入合計		723,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		35,929
	1. 総務管理費	34,447
	2. 徴収費	1,482
2. 後期高齢者医療広域連合負担金		675,571
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	675,571
3. 保健事業費		11,138
	1. 保健事業費	11,138
4. 公債費		62
	1. 公債費	62
5. 諸支出金		1,000
	1. 償還金及び還付加算金	1,000
6. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳出合計		723,800

平成28年度大和高田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度大和高田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総配水量	7,150,000 ^{m³}
(うち県営水道からの受水量)	7,150,000 ^{m³}
(2) 一日平均配水量	19,589 ^{m³}
(3) 平均給水件数	30,831件
(4) 主要な建設改良事業	
イ. 大東配水場耐震補強及び大規模改修工事	130,194千円
ロ. 配水管布設、布設替及び移設工事	520,446千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業	収益	1,907,254千円
第1項	営業	収益	1,823,717千円
第2項	営業外	収益	83,462千円
第3項	特別	利益	75千円
		支	出
第1款	水道事業	費用	1,692,852千円
第1項	営業	費用	1,630,133千円
第2項	営業外	費用	59,719千円
第3項	特別	損失	1,000千円
第4項	予備	費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額436,273千円は当年度分損益勘定留保資金271,349千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,815千円、建設改良積立金129,109千円で補てんするものとする。)

		収	入			
第1款	資	本	的	収	入	489,079千円
	第1項	企	業	債	債	260,000千円
	第3項	負	担	金	金	217,619千円
	第4項	固	定	資	産	2,875千円
	第6項	補	助	金	金	8,585千円

		支	出			
第1款	資	本	的	支	出	925,352千円
	第1項	建	設	改	良	732,963千円
	第2項	企	業	債	償	190,389千円
	第6項	予	備	費	費	2,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水場管理業務委託	平成29年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額
水道工務課電算機器賃借	平成29年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額
営業業務包括委託	平成29年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業債	260,000千円	証書借入	4.0% 以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 167,854千円
- (2) 交際費 20千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,573千円と定める。

平成28年度大和高田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度大和高田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病床数				320床
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数	92,856人	外来患者数	229,149人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	254人	外来患者数	943人
(4) 主要な建設改良事業			設備改良費	1千円
			設備新設費	1千円
			固定資産購入費	149,002千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益		7,527,526千円
第1項 医業収益		7,152,741千円
第2項 医業外収益		365,326千円
第3項 特別利益		9,459千円

支 出

第1款 病院事業費用		7,472,261千円
第1項 医業費用		7,190,676千円
第2項 医業外費用		246,583千円
第3項 特別損失		34,002千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額334,062千円は、過年度分損益勘定留保資金32,062千円、当年度分損益勘定留保資金302,000千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入		311,621千円
第1項 企業債		140,000千円
第2項 補助金		1千円
第3項 負担金		171,618千円
第4項 固定資産売却代		1千円
第5項 寄附金		1千円

支 出

第1款	資本的支出	645,683千円
第1項	建設改良費	157,025千円
第2項	企業債償還金	488,158千円
第3項	予備費	500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
病院事業に係る賃借	平成29年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額
病院事業に係る委託	平成29年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還方法
病院医療器械整備事業	140,000千円	証書借入	4.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は3,000,000千円に定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 収益的支出における各項間の流用
2. 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|----------|-------------|
| 1. 職員給与費 | 4,244,146千円 |
| 2. 交際費 | 400千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 地方公営企業法第17条の2第1項の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は500,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、818,240千円と定める。

平成27年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)
 平成27年度大和高田市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ825,580千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,563,648千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方交付税		7,021,110	135,851	7,156,961
	1. 地方交付税	7,021,110	135,851	7,156,961
11. 分担金及び負担金		133,569	347	133,916
	2. 負担金	132,279	347	132,626
13. 国庫支出金		4,400,813	449,902	4,850,715
	1. 国庫負担金	3,682,382	59,066	3,741,448
	2. 国庫補助金	642,853	371,825	1,014,678
	3. 国庫委託金	75,578	19,011	94,589
14. 県支出金		1,445,937	34,916	1,480,853
	1. 県負担金	1,022,004	35,759	1,057,763
	2. 県補助金	316,619	△843	315,776
16. 寄附金		564	9,688	10,252
	1. 寄附金	564	9,688	10,252
17. 繰入金		301	3,500	3,801
	1. 基金繰入金	301	3,500	3,801
18. 繰越金		55,216	74,959	130,175
	1. 繰越金	55,216	74,959	130,175
19. 諸収入		236,031	29,817	265,848
	4. 雑入	220,256	29,817	250,073
20. 市債		2,020,500	86,600	2,107,100
	1. 市債	2,020,500	86,600	2,107,100
補正されなかった科目に係る額		8,424,027	0	8,424,027
歳入合計		23,738,068	825,580	24,563,648

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		274,230	△3,448	270,782
	1. 議会費	274,230	△3,448	270,782
2. 総務費		2,110,048	187,225	2,297,273
	1. 総務管理費	1,529,894	173,020	1,702,914
	2. 徴税費	297,425	788	298,213
	3. 戸籍住民基本台帳費	128,555	12,135	140,690
	4. 選挙費	80,989	1,254	82,243
	5. 統計調査費	46,746	21	46,767
	6. 監査委員費	26,439	7	26,446
	3. 民生費		10,241,651	586,632
1. 社会福祉費		4,691,435	521,837	5,213,272
	2. 児童福祉費	2,926,717	13,837	2,940,554
	3. 生活保護費	2,623,195	50,958	2,674,153
	4. 衛生費		2,712,404	71,904
1. 保健衛生費		912,291	67,436	979,727
	2. 清掃費	1,800,113	4,468	1,804,581
	6. 農林水産業費		174,936	374
1. 農業費		174,936	374	175,310
7. 商工費		104,197	△209	103,988
	1. 商工費	104,197	△209	103,988
8. 土木費		2,160,405	△39,890	2,120,515
	1. 土木管理費	142,642	338	142,980
	2. 道路橋りょう費	210,560	135	210,695
	3. 河川費	67,468	21,000	88,468
	4. 都市計画費	1,616,049	△61,594	1,554,455
	5. 住宅費	123,686	231	123,917

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 消防費		822,777	3,381	826,158
	1. 消防費	822,777	3,381	826,158
10. 教育費		2,123,580	47,611	2,171,191
	1. 教育総務費	389,141	△1,449	387,692
	2. 小学校費	346,466	9,722	356,188
	3. 中学校費	126,691	34,914	161,605
	4. 高等学校費	363,704	1,052	364,756
	5. 幼稚園費	210,208	810	211,018
	6. 社会教育費	366,530	1,783	368,313
	7. 保健体育費	320,840	779	321,619
12. 公債費		2,973,120	△28,000	2,945,120
	1. 公債費	2,973,120	△28,000	2,945,120
補正されなかった科目に係る額		40,720	0	40,720
歳 出 合 計		23,738,068	825,580	24,563,648

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	情報セキュリティ強化対策事業	22,805
		通学路整備事業	6,709
		地方創生事業	60,000
民生費	社会福祉費	臨時福祉給付金給付事業	289,011
	児童福祉費	保育システム改修事業	2,500
		保育所改修等工事(天満保育所)	6,000
農林水産業費	農業費	耕地事業	17,700
土木費	道路橋りょう費	道路維持工事	7,340
		道路新設改良事業	42,333
		橋りょう維持工事	5,880
	河川費	河川改良事業	44,680
	都市計画費	都市計画道路検証業務	4,615
		総合公園新設事業	8,559
		本郷大中線街路事業	11,000
		大和高田当麻線街路事業	87,720
教育費	教育総務費	児童ホーム新築工事(浮孔児童ホーム)	25,597
	小学校費	小学校防災機能強化事業(片塩小学校体育館)	9,572
	中学校費	中学校防災機能強化事業(3中学校格技場)	31,414
	社会教育費	地域未来塾学習支援事業	900

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
情報セキュリティ強化対策事業	千円 12,400	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	％ 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	12,400			

第3表 地方債補正

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川改良事業	千円 35,100	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 47,700	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
本郷大中線街路事業	50,800	〃	〃	〃	4,000	〃	〃	〃
大和高田当麻線街路事業	6,600	〃	〃	〃	29,300	〃	〃	〃
都市再生整備事業	310,600	〃	〃	〃	318,100	〃	〃	〃
小学校大規模改造事業	62,600	〃	〃	〃	68,900	〃	〃	〃
中学校大規模改造事業	14,500	〃	〃	〃	35,400	〃	〃	〃
臨時財政対策債	920,000	〃	〃	〃	971,000	〃	〃	〃

平成27年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成27年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ116,376千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,613,780千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		2,800,418	△354,827	2,445,591
	1. 国庫負担金	1,633,052	△58,867	1,574,185
	2. 国庫補助金	1,167,366	△295,960	871,406
6. 県支出金		511,597	△11,037	500,560
	2. 県補助金	447,733	△11,037	436,696
7. 共同事業交付金		2,003,664	28,446	2,032,110
	1. 共同事業交付金	2,003,664	28,446	2,032,110
9. 繰入金		527,244	221,042	748,286
	1. 一般会計繰入金	527,243	221,042	748,285
補正されなかった科目に係る額		3,887,233	0	3,887,233
歳入合計		9,730,156	△116,376	9,613,780

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		112,262	△154	112,108
	1. 総務管理費	95,106	△154	94,952
2. 保険給付費		5,924,241	△106,300	5,817,941
	1. 療養諸費	5,209,715	△100,000	5,109,715
	3. 出産育児諸費	42,021	△6,300	35,721
3. 後期高齢者支援金等		1,132,806	△83,960	1,048,846
	1. 後期高齢者支援金等	1,132,806	△83,960	1,048,846
6. 共同事業拠出金		2,003,669	28,446	2,032,115
	1. 共同事業拠出金	2,003,669	28,446	2,032,115
10. 諸支出金		43,658	45,592	89,250
	1. 償還金及び還付加算金	38,395	45,592	83,987
補正されなかった科目に係る額		513,520	0	513,520
歳出合計		9,730,156	△116,376	9,613,780

平成27年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)

平成27年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,459千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,859千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入		113,300	3,959	117,259
	1. 外来収入	109,900	3,959	113,859
2. 使用料及び手数料		10,463	1,500	11,963
	2. 手数料	10,319	1,500	11,819
補正されなかった科目に係る額		15,637	0	15,637
歳入合計		139,400	5,459	144,859

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		61,391	△541	60,850
	1. 施設管理費	61,155	△541	60,614
2. 医業費		77,473	6,000	83,473
	1. 医業費	77,473	6,000	83,473
補正されなかった科目に係る額		536	0	536
歳出合計		139,400	5,459	144,859

平成27年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)

平成27年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,198千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ274,410千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 諸収入		273,212	1,146	274,358
	2. 雑入	273,211	1,146	274,357
2. 県支出金		0	52	52
	1. 県補助金	0	52	52
補正されなかった科目に係る額		0	0	0
歳入合計		273,212	1,198	274,410

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 公債費		24,895	1,198	26,093
	1. 公債費	24,895	1,198	26,093
補正されなかった科目に係る額		248,317	0	248,317
歳出合計		273,212	1,198	274,410

平成27年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成27年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105,231千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,247,496千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		250,000	△53,200	196,800
	1. 国庫補助金	250,000	△53,200	196,800
4. 繰入金		657,081	1,169	658,250
	1. 一般会計繰入金	657,081	1,169	658,250
7. 市債		1,079,700	△53,200	1,026,500
	1. 市債	1,079,700	△53,200	1,026,500
補正されなかった科目に係る額		365,946	0	365,946
歳入合計		2,352,727	△105,231	2,247,496

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		1,183,145	△105,231	1,077,914
	1. 下水道事業費	1,183,145	△105,231	1,077,914
補正されなかった科目に係る額		1,169,582	0	1,169,582
歳出合計		2,352,727	△105,231	2,247,496

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
下水道事業費	下水道事業費	公共下水道事業	73,840

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 697,500	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 644,300	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

平成27年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成27年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ988千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,592,595千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7.繰入金		847,185	988	848,173
	1.一般会計繰入金	827,676	988	828,664
補正されなかった科目に係る額		4,744,422	0	4,744,422
歳入合計		5,591,607	988	5,592,595

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		114,280	268	114,548
	1. 総務管理費	69,420	268	69,688
3. 地域支援事業費		134,921	720	135,641
	2. 包括的支援事業・任意事業費	109,996	720	110,716
補正されなかった科目に係る額		5,342,406	0	5,342,406
歳出合計		5,591,607	988	5,592,595

平成27年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成27年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,639千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ682,005千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		220,237	1,639	221,876
	1. 一般会計繰入金	220,237	1,639	221,876
補正されなかった科目に係る額		460,129	0	460,129
歳入合計		680,366	1,639	682,005

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		36,688	5	36,693
	1. 総務管理費	35,206	5	35,211
2. 後期高齢者医療広域連合負担金		632,224	1,634	633,858
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	632,224	1,634	633,858
補正されなかった科目に係る額		11,454	0	11,454
歳出合計		680,366	1,639	682,005

平成27年度大和高田市病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成27年度大和高田市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところに、
る。

第2条 平成27年度大和高田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決業務の予定量)	(補正業務の予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
放射線治療棟整備費	1,265,473千円	△150,629千円	1,114,844千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 病院事業収益	7,517,924千円	63,455千円	7,581,379千円
第1項 医業収益	7,145,717千円	14,829千円	7,160,546千円
第2項 医業外収益	367,205千円	48,626千円	415,831千円
支出			
第1款 病院事業費用	7,366,591千円	26,163千円	7,392,754千円
第1項 医業費用	7,058,733千円	6,535千円	7,065,268千円
第2項 医業外費用	271,856千円	19,628千円	291,484千円

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「501,002千円」を「350,373千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支出			
第1款 資本的支出	1,953,824千円	△150,629千円	1,803,195千円
第1項 建設改良費	1,453,591千円	△150,629千円	1,302,962千円

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1. 職員給与費	4,309,343千円	4,968千円	4,314,311千円

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額「500,000千円」を「563,355千円」に改める。

告示第23号

平成27年度市県民税第3.4期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年3月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

第3期 平成27年11月25日

第4期 平成28年1月26日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第24号

平成27年度国民健康保険税第5.6.7期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年3月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

第5期 平成27年12月17日

第6期 平成28年1月25日

第7期 平成28年2月23日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第25号

差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成28年3月18日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第26号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項の規定により、本市における平成28年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり告示します。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

- 1. 縦覧場所 大和高田市役所 税務課
- 2. 縦覧期間 平成28年4月1日から平成28年5月2日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

告示第27号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第1号)第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
 - (1) 施設の名称
大和高田市総合福祉会館
 - (2) 施設の所在地
大和高田市大字池田418番地1
- 2 指定管理者となる団体
 - (1) 団体の名称
社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会
 - (2) 団体の所在地
大和高田市大字池田418番地1
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
大和高田市総合福祉会館条例(平成17年条例第36号)第17条に規定する業務
- 4 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日

告示第27号の2

大和高田市し尿くみ取り手数料集金事務委託規則(昭和46年規則第11号)に基づき、し尿くみ取り手数料集金事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示する。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 委託した者

氏名	住所
田中 千里	大和高田市大中南町5番12号

森口 悦子	大和高田市蔵之宮町4番3号
白澤 理恵	大和高田市材木町6番52号

2 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

告示第28号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

(1) 施設の名称

大和高田市高田温泉さくら荘

(2) 施設の所在地

大和高田市大字池田447番地

2 指定管理者となる団体

(1) 団体の名称

社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会

(2) 団体の所在地

大和高田市大字池田418番地1

3 指定管理者が行う業務の範囲

大和高田市高田温泉さくら荘条例（平成17年条例第25号）第14条に規定する業務

4 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日

告示第29号

大和高田市法定外公共物の売払いに関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市法定外公共物の売払いに関する事務取扱要綱の一部を改正する告示

大和高田市法定外公共物の売払いに関する事務取扱要綱（平成25年告示第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「用途廃止財産の売払後の利用地目を認定した上で」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

法定外公共物売払代金算定基準

1 算定の概要

用途廃止財産はその土地の形状から考えると単独利用価値がないため、申込者の所有地（隣接地）との一体的な利用の認定を行い、下記算定方法において売払代金の決定を行う。

2 売払代金算定方法

(1) 売払面積が200㎡未満の場合

本市固定資産税路線価（以下「路線価」という。）×1/2×売払面積（実測）

(注1) 一体利用地に接している路線価が2以上あるときは、高い方の路線価を算定に用いるものとする。ただし、一体利用地と接道との高低差その他やむを得ない状況にある場合は、この限りでない。

(注2) 一体利用地に接している路線価がない場合は近傍の路線価を用いるものとする。

(注3) 上記算定は、千円未満切捨てとする。

(2) 売払面積が200㎡以上の場合

不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)の規定に基づく不動産鑑定士による不動産の鑑定評価額

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行し、施行の日以後の用途廃止財産の売払いの申込みから適用する。

告示第47号

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により、本市における平成28年度固定資産の価格等の全てを固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成28年4月1日

大和高田市長 吉田誠克

告示第48号

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)第8条の規定により次の公印を作成しましたので、同規則第9条の規定により告示します。

平成28年4月1日

大和高田市長 吉田誠克

公印の名称	市長印
ひな型番号	24
寸法	方21mm
作成する理由	市民交流センター貸館、登録等に関する事務に使用するため。
使用開始年月日	平成28年4月1日
印影	市長印印影

告示第49号

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)第8条の規定により次の公印を作成しましたので、同規則第9条の規定により告示します。

平成28年4月1日

大和高田市長 吉田誠克

公印の名称	市長印
ひな型番号	25
寸法	方21mm
作成する理由	市民交流センター内託児室運営に関する事務に使用するため。
使用開始年月日	平成28年4月1日
印影	市長印印影

告示第50号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項

の規定により告示します。

平成28年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成28年3月7日			1							

3. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下臨時自転車保管所

4. 引取期間

告示日から60日間。ただし、祝日を除く。

5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

6. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円。ただし、移動日から14日以内は無料

7. 連絡先

大和高田市役所生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

公告第22号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成28年3月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

公告第23号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 施行者の名称
大和高田市
2. 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画公園事業5・5・9号大和高田市総合公園
3. 変更後の事業施行期間
昭和61年2月25日から平成32年3月31日まで
4. 事業地
大和高田市大字出字東半田、字南半田、大字曾大根字四丁田及び大字西坊城字鎌田地内
5. 縦覧場所
大和高田市環境建設部都市計画課

公告第24号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年3月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	天満保育所保育室改修工事
2 工事場所	大和高田市吉井地内（天満保育所）
3 工事期間	契約締結日から平成28年6月30日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録予定の者であること。</p> <p>(3) 平成27年度大和高田市格付け等級がC又はD級の者であること。</p> <p>(4) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに</p>

	<p>に、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年3月22日(火)から平成28年3月24日(木)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年3月25日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年3月22日(火)から平成28年3月24日(木)まで</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年3月29日(火)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年3月30日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成28年4月3日(日)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p>

	(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年4月4日(月) 午前11時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	4,610,000円(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第25号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可され、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供します。

平成28年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 施行者の名称

大和高田市

2. 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業3・5・704号本郷大中線

3. 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成7年11月28日から平成31年3月31日まで

4. 事業地

(1) 収用の部分

平成7年1月奈良県告示第399号のとおり

(2) 使用の部分

なし

5. 縦覧場所

大和高田市環境建設部都市計画課

公告第26号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年4月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝中三倉堂1丁目・中三倉堂2丁目地内管渠工事（6-1）・給配水管移設工事（G06-1）
2 工事場所	大和高田市中三倉堂1丁目・中三倉堂2丁目地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年7月29日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成27年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申</p>

	<p>請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年4月5日(火)から平成28年4月11日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年4月12日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年4月5日(火)から平成28年4月13日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年4月13日(水)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年4月14日(木)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年4月18日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留</p>

	大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年4月19日(火) 午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	15,700,000円(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第27号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年4月4日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高4枝市場地内管渠工事(52)
2 工事場所	大和高田市市場地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年7月29日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり

<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとし、</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成27年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年4月5日(火)から平成28年4月11日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年4月12日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付しま</p>

	す。
8 入札説明書 (仕様書)の 閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年4月5日(火)から平成28年4月13日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書 (仕様書)に ついての質疑 応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年4月13日(水)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年4月14日(木)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の 提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年4月18日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書へ の記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証 金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日 時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年4月19日(火)午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無 効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請</p>

	<p>を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>15,280,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第28号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年4月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	<p>高6枝甘田町・蔵之宮町地内管渠工事(7-1)・給配水管移設工事(G07-1)</p>
2 工事場所	<p>大和高田市甘田町・蔵之宮町地内</p>
3 工事期間	<p>契約締結日から平成28年7月29日(金)まで</p>
4 工事内容	<p>入札説明書(仕様書)のとおり</p>
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての</p>

申請	<p>確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年4月5日(火)から平成28年4月11日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年4月12日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年4月5日(火)から平成28年4月13日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年4月13日(水)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年4月14日(木)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>

10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年4月18日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年4月19日(火) 午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>11,720,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第29号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年4月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高5枝東中1丁目地内管渠工事(51)・給配水管移設工事(G51)
2 工事場所	大和高田市東中1丁目地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年7月29日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとし、</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成27年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年4月5日(火)から平成28年4月11日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年4月12日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年4月5日(火)から平成28年4月13日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年4月13日(水)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年4月14日(木)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年4月18日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年4月19日(火)午前9時30分</p>

	(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	11,210,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第30号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年4月4日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高4枝市場地内管渠工事(66)
2 工事場所	大和高田市市場地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年6月30日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業

	<p>者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年4月5日（火）から平成28年4月11日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所（本庁舎南隣）1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年4月12日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年4月5日（火）から平成28年4月13日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p>

応答	(1) 受付期限 平成28年4月13日(水)午後5時 (2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成28年4月14日(木)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成28年4月18日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年4月19日(火)午前9時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	8,320,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。

- (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。
- (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第31号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年4月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝東三倉堂町地内管渠工事(90)・給配水管移設工事(G90)
2 工事場所	大和高田市東三倉堂町地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年7月29日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとし、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級がD級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請書は、本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。 (4) 受付期間 平成28年4月5日(火)から平成28年4月11日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

	<p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年4月12日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年4月5日(火)から平成28年4月13日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成28年4月13日(水)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年4月14日(木)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年4月18日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第</p>

金	9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年4月19日(火) 午前10時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	5,030,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第32号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年4月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 件名	平成28年度庁用バス運行業務委託
2 委託期間	契約締結日から平成29年3月31日まで
3 業務内容等	仕様書のとおり
4 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。

	<p>(4) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当しないものであること。</p> <p>(5) 一般乗合旅客自動車運送業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていること。</p> <p>(6) 過去5年間のうちに、官公庁においてバス運行業務委託実績を有すること。</p> <p>(7) 運転者資格(大型二種免許資格)を有している乗務員が3名以上常勤していること。</p> <p>(8) 道路運送上必要な整備管理者が当該バス管轄営業所に1名以上常勤していること。</p> <p>(9) 大型バスの保管管理が可能であること。</p> <p>(10) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、適正に運転者の健康管理ができていていること。</p>
<p>5 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び下記必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4(4)に係る暴力団排除に関する誓約書(*) ・一般乗合旅客自動車運送業及び一般貸切旅客自動車運送業の免許状の写し ・過去5年間の官公庁におけるバス運行業務委託実績を証する契約書の写し ・運転資格者(大型二種免許)一覧及び業務従事予定者(2名以上)の運転免許証(大型二種免許)の写し ・定期健康診断を受診させ、適切な勤務体制により、業務従事予定者の健康状態が良好に保たれていることを保証する誓約書(*) <p>このうち、(*)のある各誓約書は本市指定様式によるものとし、様式については申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、必ず持参とします。(郵送不可)</p> <p>(4) 申請期間 平成28年4月4日(月)から平成28年4月15日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 申請時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 申請場所 〒635-8511 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
<p>6 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年4月18日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>7 質疑等</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び回答は、FAXにより、次のとおり行います。質問書の様式は、任意とします。</p> <p>(1) 質疑期限</p>

	<p>平成28年4月21日(木)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市環境建設部契約監理室担当 増田、松本 FAX(0745)49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年4月22日(金)午後5時まで。回答は、原則、質問者に対してのみ行います。</p>
8 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年4月27日(水)。なお、入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
9 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
10 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
11 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年4月28日(月)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
12 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
13 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p> <p>開札の結果、各参加者の入札の全てが予定価格の制限の範囲内での価格での入札とならなかったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行します。この場合における見積書の徴取については、2人以上の者(2人以上の者を確保するため、本市の登録事業者でない者を含めることがあります。)から行い、予定価格の制限の範囲内で最廉価格を提示した者を契約締結義務者とします。</p>
14 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第33号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年4月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 件 名	平成28年度大和高田市・葛城コミュニティセンター空調設備のリース
2 納入期限	平成28年6月1日
3 業務内容等	仕様書のとおり
4 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当しないものであること。</p> <p>(5) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿「役務の提供」（リース・レンタル）に登録している者であること。</p>
5 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び暴力団排除に関する誓約書を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書及び暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送とします。</p> <p>(3) 申請期間 平成28年4月4日（月）から平成28年4月15日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 申請時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 なお、郵送の場合、平成28年4月15日（金）必着とします。</p> <p>(5) 申請場所 〒635-8511 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
6 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年4月18日（月）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>

7 現場確認	<p>競争入札参加資格を認められた者は、下記の担当者と日程調整の上、入札までに現場確認を行わなければなりません。</p> <p>〒635-0096 大和高田市西町1-15 大和高田市教育委員会生涯学習課 TEL 0745-53-6264 FAX 0745-53-6364 担当：田中 Mail : shougai@city.yamatotakada.nara.jp</p>
8 質疑等	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び質疑への回答は、FAXにより、次のとおり行います。質問書の様式は、任意とします。</p> <p>(1) 質疑期限 平成28年4月21日(木) 午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市環境建設部契約監理室担当 増田、松本 FAX(0745)49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年4月22日(金) 午後5時 回答は、原則、質問者に対してのみ行います。</p>
8 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年4月27日(水)。なお、入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年4月28日(木) 午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>

	開札の結果、各参加者の入札の全てが予定価格の制限の範囲内での価格での入札とならなかったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行します。この場合における見積書の徴取については、2人以上の者（2人以上の者を確保するため、本市の登録事業者でない者を含めることがあります。）から行い、予定価格の制限の範囲内で最廉価格を提示した者を契約締結義務者とします。
15 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止することがあります。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

教育委員会

教育委員会規則第1号

大和高田市立図書館規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月1日

大和高田市教育委員会

委員長 萱澤 昌子

大和高田市立図書館規則の一部を改正する規則

大和高田市立図書館規則（平成17年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（図書相互貸借）

第18条 図書の相互貸借に関し必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会告示第5号

大和高田市立図書館相互貸借要綱を次のように定める。

平成28年3月1日

大和高田市教育委員会

委員長 萱澤 昌子

大和高田市立図書館相互貸借要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、大和高田市立図書館規則（平成17年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、大和高田市立図書館（以下「市立図書館」という。）が他の図書館と図書館資料（以下「図書」という。）の相互貸借（以下「相互貸借」という。）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（相互貸借の対象）

第2条 相互貸借を行うことのできる図書館は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市立図書館以外の公立図書館

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める図書館

（貸出し資料）

第3条 相互貸借により貸出しすることができる図書は、市立図書館が所蔵する図書のうち次に掲げるもの以外のものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合については、この限りでない。

(1) 館内閲覧用図書

- (2) 視聴覚資料
 - (3) 輸送が困難な図書
 - (4) 最新号の雑誌
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に指定するもの
- (貸出し点数)

第4条 相互貸借により貸出しすることができる図書の点数は、1館につき30点以内(未返却の図書を含む。)とする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合については、この限りでない。

(貸出し期間)

第5条 相互貸借による貸出期間は、35日以内とする。

- 2 前項の貸出期間は、図書の貸出し処理をした日を初日とし、当該図書が返却された日をもって終日とする。

(貸出し手続)

第6条 相互貸借により貸出しを受けようとする図書館(以下「申請館」という。)は、奈良県図書館協会公共図書館部会が定める貸出申込書を館長に提出しなければならない。

- 2 図書の貸出しは、申請館の職員への手渡し又は郵送によるものとする。この場合において、郵送に要する経費は、申請館の負担とする。

(返却手続)

第7条 図書の返却は、市立図書館の職員への手渡し又は郵送によるものとする。この場合において、郵送に要する経費は、相互貸借による貸出しを受けた図書館(以下「借受館」という。)の負担とする。

(貸出しを受けた図書の利用制限)

第8条 借受館は、相互貸借により借用を受けた図書を利用するときは、当該借受館が定める利用規則等に基づきこれを利用するものとする。ただし、当該利用に関し教育委員会が条件を付しているときは、これに従わなければならない。

(貸出し図書の事故)

第9条 教育委員会は、借受館が相互貸借により借用を受けた図書を亡失又は損傷したときは、その全部又は一部を弁償させることができる。

(利用対象)

第10条 相互貸借により市立図書館が借り受けた図書(以下「借受図書」という。)の貸出しを受けることができる者は、規則第10条第3項の図書貸出カードの交付を受けている者のうち、市内に住所を有する個人とする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合については、この限りでない。

(借受図書の貸出し)

第11条 この告示に定めるもののほか、借受図書の貸出しについては、規則第10条第4項及び第5項並びに第14条(規則第18条の規定により準用する場合を含む。)の規定の例による。ただし、当該借受図書の貸出元図書館から当該借受図書の貸出しに関し条件が付されている場合については、この限りでない。

- 2 借受図書の貸出しを受けようとする者(以下「利用者」という。)が、既に他の借受図書の貸出しを受けている場合については、当該貸出し中の借受図書が返却されない限り、新たな借受図書の貸出しは行わない。

(借受図書の送料)

第12条 借受図書の借受又は返却に係る送料については、当該借受に係る利用者が負担するものとする。

(借受図書の事故)

第13条 利用者は、借受図書を亡失又は損傷したときは、当該借受図書の貸出元図書館が指定する方法により、これを弁償しなければならない。

(指定管理者に関する準用)

第14条 第2条から第4条まで及び第8条から第10条までの規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)について準用する。この場合において、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 第12条の規定は、施行日以後に借受図書の貸出し申込みを行った者について適用する。

教育委員会告示第6号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成28年3月16日

大和高田市教育委員会

委員長 萱 澤 昌 子

記

日 時 平成28年3月18日(金)午後3時30分

場 所 大和高田市役所別棟2階教育長室

議 案 第1号 教職員人事について

第2号 その他

教育委員会告示第7号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成28年3月24日

大和高田市教育委員会

委員長 萱 澤 昌 子

記

日 時 平成28年3月25日(金)午前11時

場 所 大和高田市役所別棟2階教育長室

議 案 第1号 教職員人事について

第2号 その他

農業委員会

農業委員会告示第3号

大和高田市農業委員会4月定例委員会を次のとおり招集する。

平成28年3月28日

大和高田市農業委員会

会長 松 田 榮 義

記

日 時 平成28年4月11日(月)午後3時
場 所 市役所3階東会議室
議 案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
第2号 農地法第4条規定による申請の件
第3号 農地法第5条規定による通知の件
第4号 農地法第18条第6項規定による通知の件
第5号 その他

公営企業

水道事業告示第5号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、水道料金等の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示します

平成28年4月1日

水道事業管理者
大和高田市長 吉 田 誠 克

1. 受託者の氏名

- ・中村 京子
- ・阪本 友子
- ・株式会社タカダ奈良営業所
- ・弁護士法人館野法律事務所

2. 委任期間

平成28年4月1日から平成28年3月31日まで